

高齢者・障がい者へのごみ出し支援を開始します

現在、日本は急速的に高齢化が進んでいます。このことは福山市内でも同じことが言えます。高齢になれば筋力の低下、関節痛、認知症などの理由などから、段々のごみを分けて運ぶことが困難となります。特に一人暮らしの高齢者は、ごみ出し困難から日常生活に支障をきたす恐れがあります。

利用要件 **対象：既存の制度ではごみ出し支援が受けられない人**

- ① **単身世帯**のうち次に該当する人
 - (1) **65歳以上**で**要介護1以上**の人
 - (2) 次の障がい者手帳を有する人
 - ア 下肢及び体幹**3級以上**
 - イ その他**2級以上**
 - (3) **②以上の療育手帳**を有する人
 - (4) **1級の精神障がい者保健福祉手帳**を有する人
- ② **上記に準ずる世帯**

対象地域（モデル学区）

松永学区 千田学区
 道上学区 瀬戸学区
 赤坂学区 幕山学区
 伊勢丘学区 南学区
 駅家東・服部学区
 （現駅家北学区）



申請の流れ **申請受付 2023年（令和5年）7月～**

① 利用申請（別居家族、支援員による代理申請可）

申請窓口	必要書類
・ 南部環境センター（ごみ固形燃料工場1階）	・ 申請書
・ 西部環境センター（西部市民センター3階）	・ 承諾書（集合住宅居住者）
・ 北部環境センター（北部市民センター2階）	・ 各種保険者証又は手帳の写し
・ 東部環境センター（東部市民センター2階）	・ その他、難病疾患などを証明する書類の写し
・ 廃棄物対策課（本庁舎8階）	

② 事前調査

申請書に記載された住所に環境センターの職員が伺い、健康状態、生活状況、ごみ出しの方法、収集希望曜日などを聞取ります。

聞き取りの際には、ケアマネジャーや相談支援専門員など、日頃お世話になっている支援員さんにも立会をお願いします。

③ 戸別収集による支援開始（9月開始予定）

事前調査で聞き取った希望日にごみを収集します。希望者には、安否確認を含めた声かけを行います。

※支援開始までのイメージ



収集するごみの種類

- ・ 燃やせるごみ
 - ・ 紙類
 - ・ 資源ごみ
 - ・ 不燃（破碎）ごみ
 - ・ 容器包装プラスチックごみ
 - ・ テープ、ライター類
 - ・ 蛍光灯
- ※それぞれ別の袋に入れてください。